

大規模な災害その他の緊急事態の発生時における議案審議の簡素化について

1 緊急事態の発生時における議案審議の簡素化の対象とする議案等（案）

(1) 対象とする議案

- ①既決災害予算で災害復旧工事に部分的な対応しかできない場合で、緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある予算及び予算関連議案
- ②緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある上記①以外の議案（工事請負契約など）

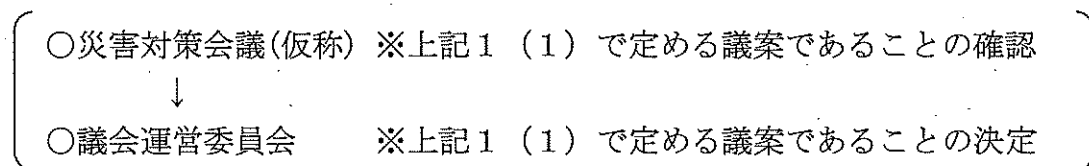
(2) 上記議案の取扱い

災害対策会議(仮称)において、上記(1)で定める議案であることを確認後、議会運営委員会において決定する。

2 緊急事態の発生時における議案審議の方法（案）

上記1で議案審議の簡素化の対象と決定された議案の審議方法（順序）は、次のとおりとする。

なお、審議日数は1日とする。



① 全員協議会（議案の説明及び質疑）※執行部説明会、議案聴取会を兼ねる。



② 議会運営委員会（議事日程の調整）



③ 本会議（議案上程、提案説明）



④ 議会運営委員会（質疑の有無の確認）



⑤ 本会議（質疑）※委員会の付託を省略する。



⑥ 議会運営委員会（討論の有無、賛否の確認）



⑦ 本会議（討論、採決）